

1 / 19 (木)・24 (火) の行事

報道発表資料の配付日時 1月17日 (火) 14時00分

| | | | |
|------------------|--|------|--|
| 発表項目 (行事名) | ソ連抑留中死亡者の遺骨伝達 (遺骨伝達式) について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>厚生労働省の派遣団がソ連抑留中死亡者の埋葬地から収容した遺骨について、DNA鑑定が行われた結果、身元が確認されたことから、道を通じ遺族へ遺骨を伝達することとなりました。</p> <p>詳細は、別紙「ソ連抑留中死亡者の遺骨伝達について」のとおり</p> | | |
| 参考 | <p>DNA鑑定については、厚生労働省において実施しております。 所管：厚生労働省社会・援護局援護企画課外事室調査第一係 電話 03-5253-1111 (内線3482)</p> | | |

| | | | |
|-------------------|---|------------------------|--|
| 報道 (取材) に当たってのお願い | 遺族に対する遺骨伝達は遺族の個人宅で行いますので、取材に当たっては、ご配慮をお願いします。 | | |
| 他のクラブとの関係 | 同時配付 同時レク | 厚生労働省において、同日同時刻に発表の予定。 | |

| | | | |
|-------------|--|--|--|
| 担当 (連絡先) | 保健福祉部福祉局福祉援護課援護グループ (担当者：山本) TEL (011) 231-4111 (内線25-624) ダイヤルイン (011) 204-5269 | | |
|-------------|--|--|--|

ソ連抑留中死亡者の遺骨伝達について

1 故 尾形 貞夫 様

(1) 伝達日時場所等

ア 遺骨受領者

吉田 英子 様 (死亡者の長女)

北海道恵庭市

イ 日時等

厚生労働省における遺骨の受領 平成24年1月19日(木) 9:30～

遺族への遺骨の伝達 平成24年1月19日(木) 14:50～

場所: 遺骨受領者宅

(2) 死亡者の状況

ア 死亡者氏名 尾形 貞夫 様

イ 生年月日 大正5年5月10日

ウ 本 籍 宮城県桃生郡野蒜村

エ 所属部隊等 羅南師管区歩兵第1補充隊

オ 階 級 等 陸軍軍曹

カ 死亡年月日 昭和23年9月15日

キ 死亡場所 ハバロフスクホルモリン403分所

(3) 特定に至った経緯

ア 埋葬地に係る関係資料概要

ロシア連邦ハバロフスク地方「第5収容所第4支部ドゥキ地区その1」及び「第5収容所第4支部ドゥキ地区その2」埋葬地については、旧ソ連政府より提供された「抑留中死亡者名簿」に32名が記載されており、その埋葬図が提供されている。なお、2つの埋葬地は同一区画のため、実質一つの埋葬地であった。

旧ソ連政府等提供資料と厚生労働省社会・援護局保管資料を照合調査した結果、「尾形貞夫」様が前述の埋葬地に埋葬されていることが確認できた。

イ 収容状況

平成21年7月27日から8月10日までの間、政府派遣の遺骨帰還団は当該埋葬地に埋葬されていた32柱の御遺骨を収容した。

また、御遺骨は全て個別且つ1柱ずつ埋葬されており、全て木棺に納められていた。浅い地点に埋葬された御遺骨は保存状態がよく、深い地点に埋葬された御遺骨は水が湧き出て保存状態が悪かった。

ウ DNA鑑定の結果

上記1、2により、当該埋葬地から収容した御遺骨のうち、DNA鑑定用の検体が採取できた22柱とDNA鑑定を希望されるご遺族との間で鑑定を実施したところ、平成21年8月3日に収容された御遺骨1柱から北海道在住のご遺族と親族関係が存在するとの結論が得られ、「尾形 貞夫」様の御遺骨と判明した。

2 故 佐伯 馨 様

(1) 伝達日時場所等

ア 遺骨受領者

佐伯 昇 様 (死亡者の甥)

北海道恵庭市

イ 日時等

厚生労働省における遺骨の受領 平成24年1月24日(火) 9:30～

遺族への遺骨の伝達 平成24年1月24日(火) 14:50～

場所: 遺骨受領者宅

(2) 死亡者の状況

ア 死亡者氏名 佐伯 馨 様

イ 生年月日 大正13年2月28日

ウ 本 籍 北海道千歳郡恵庭村

エ 所属部隊等 第11野戦航空修理廠

オ 階 級 等 陸軍技術軍曹

カ 死亡年月日 昭和22年3月15日

キ 死亡場所 タイセツト

(3) 特定に至った経緯

ア 埋葬地に係る関係資料概要

ロシア連邦イルクーツク州「第7収容所第3370特別野戦病院その1」埋葬地については、旧ソ連政府より提供された「抑留中死亡者名簿」に342名が登載されているが、提供埋葬図には250名分の埋葬位置しか記されていない。

旧ソ連政府等提供資料と厚生労働省社会・援護局保管資料を照合調査した結果、「佐伯馨」様が「第7収容所第3370特別野戦病院その1」埋葬地に埋葬されていることが確認できた。

イ 収容状況

平成13年7月12日から8月4日(第1次)、同年9月6日から9月29日(第2次)、及び平成20年10月3日から10月17日(第3次)までの間、政府派遣の遺骨帰還団は当該埋葬地に埋葬されていた396柱のご遺骨を収容した。

なお、収容時に、提供された埋葬図にはない第2、第3の埋葬地が発見されたことから、提供された埋葬図と埋葬場所は一致していない。

また、ご遺骨は個別あるいは集団(2～6体)で埋葬されていたが、第3埋葬地の北側に埋葬されていたものは、水が染み出す土壌の影響からか、一部土に還っているものが多かった。

ウ DNA鑑定の結果

上記1、2により、当該埋葬地から収容したご遺骨のうち、DNA鑑定用の検体が採取できた330柱とDNA鑑定を希望されるご遺族との間で鑑定を実施したところ、平成13年7月20日に収容されたご遺骨1柱から北海道在住のご遺族と親族関係が存在するとの結論が得られ、「佐伯 馨」様のご遺骨と判明した。

3 故 池林 九藏 様

(1) 伝達日時場所等

ア 遺骨受領者

池林 勲 様 (死亡者の長男)

北海道千歳市

イ 日時等

厚生労働省における遺骨の受領 平成24年1月24日 (火) 9:30～

遺族への遺骨の伝達 平成24年1月24日 (火) 14:35～

場所: 遺骨受領者宅

(2) 死亡者の状況

ア 死亡者氏名 池林 九藏 様

イ 生年月日 明治41年3月25日

ウ 本 籍 鹿児島県出水郡野田村

エ 階 級 等 一般邦人

オ 死亡年月日 昭和21年3月3日

カ 死亡場所 シベリヤハハトイ

(3) 特定に至った経緯

ア 埋葬地に係る関係資料概要

ロシア連邦チタ州 (現ザバイカル地方) 「第52収容所第7支部」埋葬地については、旧ソ連政府より提供された「抑留中死亡者名簿」に205名が登載されており、その埋葬図が提供されている。

旧ソ連政府等提供資料と厚生労働省社会・援護局保管資料を照合調査した結果、「池林九藏」様が「第52収容所第7支部」埋葬地に埋葬されていることが確認できた。

イ 収容状況

平成20年8月21日から9月9日までの間、政府派遣の遺骨帰還団は、当該埋葬地に埋葬されていた202柱の御遺骨を収容した。

全体的に、提供された埋葬図どおりには埋葬されておらず、個別ではなく集団の埋葬地点もあった。墓穴が近接している (もしくは集団埋葬である) ため、付近を掘削するとすぐに別の御遺骨が発見できるような状態であり、ご遺骨は1列で北向きに埋葬されていた。

なお、埋葬地は乾燥した砂地であり、御遺骨の保存状態は非常に良かった。

ウ DNA鑑定の結果

上記1、2により、当該埋葬地から収容した御遺骨のうち、DNA鑑定用の検体が採取できた193柱とDNA鑑定を希望されるご遺族との間で鑑定を実施したところ、平成20年8月29日に収容された御遺骨1柱から北海道在住のご遺族と親族関係が存在するとの結論が得られ、「池林 九藏」様の御遺骨と判明した。